

奄美中央病院

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）運営規程

（事業の目的）

第 1 条 奄美医療生活協同組合が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が通院困難な要介護状態（介護予防居宅療養管理指導にあたっては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 指定居宅療養管理指導の提供にあたって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対してその居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

（2）指定介護予防居宅療養管理指導の提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、医師、薬剤師、管理栄養士等が通院困難な要支援者に対してその居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（3）居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業者の概要）

第 4 条 事業者の概要は次のとおりとする。

（1）施設の名称等

法 人 名 称 奄美領生活協同組合
代 表 者 名 理事長 福崎 雅彦
住 所 鹿児島県奄美市名瀬長浜町 8 番 7 号
電話／ファックス 0997-52-0585 ／ 0997-52-8881

（2）事業所の名称、概要

施 設 名 称 奄美中央病院
代 表 者 名 院長 平元 良英
住 所 鹿児島県奄美市名瀬長浜町 16 番 5 番地
電話／ファックス 0997-52-6565 ／ 0997-52-2199
事 業 所 番 号 4614210658 号

(従業者の職種)

第5条 従業者の職種は次のとおりである。

医師、薬剤師、管理栄養士

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は下記のとおりとする。

(1) 営業日／営業時間 平日 8:30~17:00

土曜日 8:30~12:30

非営業日 日曜日、祝日、12月30日~1月3日

ただし、電話などにより24時間連絡可能な体制をおく。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実地地域

(1) 奄美市、龍郷町、大和村

(サービス内容)

第8条

医師による居宅療養管理指導について

主治医が要支援者、要介護者の居宅を訪問して、以下の療養上の管理及び指導を行う。

(1) 居宅介護支援事業所やその他の事業者に対してケアプラン作成に必要な情報の提供

(2) 患者家族への介護サービス利用上の留意事項や介護方法の指導、助言

薬剤師による居宅療養管理指導について

(1) 医師の指示に基づいて実施される薬学的な管理及び指導

(2) 居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供

管理栄養士による居宅療養管理指導について

(1) 計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を30分以上行う

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を下記のとおりとする。

指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理を提供した場合の利用料の額は、

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときはその1割の額とする。

・居宅療養管理指導（Ⅰ）444~545単位 月2回まで

・居宅療養管理指導（Ⅱ）260~299単位 月2回まで

・特別地域加算 所定点数の100分の15

ひと月あたり一部負担金 299~688 円（1割負担の場合）

※単一建物居住人数により利用料が異なります。

・在宅中心静脈栄養法加算 150 単位／回

薬剤師が行う居宅療養管理指導について、在宅中心静脈栄養法が行われている方に対して輸液セットを用いた中心静脈栄養法輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合

・医療用麻薬持続注射療法加算 250 単位／回

薬剤師が行う居宅療養管理指導について在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている方に対して注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合

（苦情処理）

第10条 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合、迅速かつ適切に対応するとともに必要な措置を講じる

担 当 奄美中央病院 事務担当者

対応時間 月～金 8:30～17:00 土 8:30～12:30

連絡先 鹿児島県奄美市名瀬長浜町 16 番 5 号 奄美中央病院

電 話 0997-52-6565

（緊急時の対応）

第11条 利用者様の療養等における緊急な事態が発生する場合は主治医及び居宅支援事業所等、救急隊との連携により緊急時対応を行う。

利用者様の緊急時における連絡先は下記のとおり。

医療機関 奄美中央病院 住 所 鹿児島県奄美市名瀬長浜町 16 番 5 号

連絡先 0997-52-6565

（個人情報の保護及び守秘義務）

第12条 個人情報の取り扱いについては次のとおりとする。

医師及びその他従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持する。

医療従事者であった者に、常務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの情報を保持すべき旨に従事者と雇用契約の内容とする。

（付則） この規程は 2024 年 6 月 1 日から施行する。